**大阪府公立高等学校入学者選抜の方法**

**○　特別入学者選抜**

**≪多様な教育実践校≫**

**●**「学習及び高校生活に対する**意欲（面接）**」を**重視**

**●**面接手法の選択や調査書の評定の算出方法など、**「得意」を活かす**制度

**【面　接】**

●「対面による面接」または「筆答による面接」を事前に選択

● 自己申告書は面接の参考資料とする

高校生活に対する意欲等に関する評価

（以下「意欲に関する評価」）

面接結果をA～Jの10段階で評価し、**意欲に関する評価**とする

これまでの学び等に関する評価

（以下「学びに関する評価」）

**【調査書の評定】**

● 各学年の評定を以下の表１に基づいて、教科\*1ごと

に合計

● 教科毎の合計点のうち、評定の高い3教科を2倍

● 教科の評定を合計し【225/300】を乗じて算出

**【学力検査の成績】**

● 学力検査（国語・数学・英語）の点数を合計し

【225/135】を乗じて算出

＊１…９教科（国語､社会､数学､理科､音楽､美術､保健体育､技術･家庭､英語）

（表１）







「学力検査の成績」及び「調査書の評定」の合計点（450点満点）を **学びに関する評価** とする

●【「意欲に関する評価」：「学びに関する評価」＝2：1】となるよう、

意欲に関する評価を点数化

* 以下の表２に基づいて「属する群」を決定し、**群単位で合格者を決定**



（表２）

● **１群から順にたし合わせた人数が募集人員に達する群（以下「N群」という。）までを合格とする**。

ただし、【１群からN群に属する人数の計】が【府教育委員会が別に定める人数＊２】を超過する場合は、

N群内を面接の結果等に基づいて細分化し、合格者を決定する。

＊2…「多様な教育実践校」のコンセプトを踏まえ、学習環境等（施設設備や1学級あたりの生徒数等）を確保できる

人数を府教育委員会において別に定める。